

# 将来世帯数推計の方法

## 1 推計方法

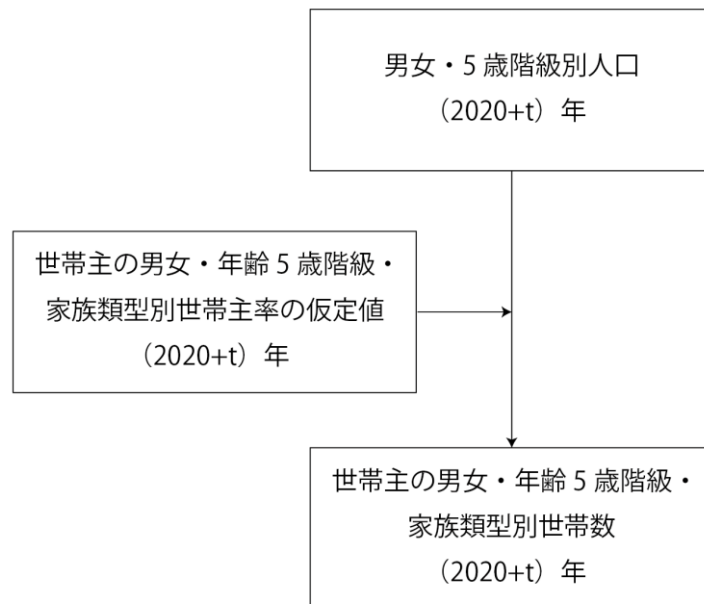
推計の方法には世帯主率法を採用した。これは、世帯数が世帯主数に等しいことを利用して、人口に世帯主率（人口に占める世帯主数の割合）を乗じることによって世帯主数（世帯数）を求める手法である。

$$\text{世帯数} = \text{世帯主数} = \text{人口} \times \text{世帯主率（人口に占める世帯主数の割合）}$$

将来の世帯数を得るために必要な将来の人口は、令和5年（2023年）推計姫路市将来推計人口を利用することとし、本推計では将来の世帯主率について、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（平成31年推計）」をもとに仮定値を設定した。

なお、令和2年（2020年）における小学校校区別の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯数データが公表されていないため、世帯推計は姫路市全体のみを対象とした。

推計期間は、令和2年（2020年）から令和32年（2050年）までの5年ごとの30年間とした。



## 2 基準世帯数・人口

国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しており、世帯数のほとんどが一般世帯である。本推計の対象は、国勢調査における「一般世帯」とし、その家族類型を集約した「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子から成る世帯」、「ひと

り親と子から成る世帯」、「その他の一般世帯」の5類型とした。

推計の起点となる基準世帯数と基準人口は、令和2年（2020年）国勢調査による姫路市の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別一般世帯数と男女・年齢5歳階級別人口（外国人を含む総人口）である。

### 3 将来の世帯主率仮定値の設定

世帯主率法を用いて将来の世帯数を求めるには、将来の世帯主率を仮定する必要がある。本推計では、社人研が公表している「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（平成31年推計）」における兵庫県の将来世帯主率の推移に連動させて、姫路市の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率を算出した。

具体的には、令和2年（2020年）国勢調査時点における姫路市と兵庫県の男女年齢5歳階級・家族類型別世帯主率を算出し、男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率の相対的格差を得る。この格差を社人研が仮定した兵庫県の将来世帯主率に乗じて、姫路市の将来世帯主率を仮定し、これを全小学校校区に一律適用した。

なお、社人研の推計期間は令和22年（2040年）までとなっているので、それ以降の令和27年（2045年）以降は令和22年（2040年）から一定とした。